官報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年３月６日

東北地方整備局長　津田　修一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	釜石市大字平田第５地割17番２から同市大字平田第３地割27番７まで
一般国道	45号	岩手県下閉伊郡山田町境田町11番３から同町北浜町６番６まで

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年３月６日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	福山市引野町３丁目41番から同市東手城町１丁目722番２までの上下線

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月６日

東北運輸局長　尾関　良夫

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,000円」を「247,100円」に、「229,550円」を「230,650円」に、「186,800円」を「187,900円」に、「177,650円」を「178,750円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,100円」を「242,100円」に、「179,250円」を「180,250円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「199,400円」を「199,700円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「198,600円」を「199,650円」に、「184,900円」を「185,950円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月５日から効力を生ずる。

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月６日

中部運輸局長　石澤　龍彦

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,400円」を「247,500円」に、「229,950円」を「231,050円」に、「187,800円」を「188,900円」に、「178,500円」を「179,600円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,650円」を「243,700円」に、「179,850円」を「180,900円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「199,300円」を「200,000円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「199,100円」を「199,950円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月５日から効力を生ずる。

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月６日

中国運輸局長　川中　邦男

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,450円」を「247,450円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,850円」を「188,850円」に、「178,250円」を「179,350円」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,480円」を「242,530円」に、「173,110円」を「174,360円」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「182,100円」を「183,100円」に、「180,500円」を「181,000円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「188,600円」を「189,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月５日から効力を生ずる。

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月６日

四国運輸局長　瀬部　充一

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,450円」を「247,450円」に、「229,900円」を「230,900円」に、「187,850円」を「188,850円」に、「178,450円」を「179,450円」に改める。

２．四国海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,480円」を「242,530円」に、「173,110円」を「174,360円」に改める。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,700円」を「181,000円」に改める。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「190,000円」を「193,500円」に、「174,000円」を「179,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月５日から効力を生ずる。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年二月二十二日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成三十年三月六日

国土交通大臣　石井　啓一